平成30年7月豪雨

7月初めに大雨を降らせた「平成30年7月豪雨」。市内でも道路などのインフラに被害を出した豪雨を振り返ります。

問総務課　TEL 22-6820

土砂崩壊（神崎地区）

6月28日から7月8日にかけて西日本各地を襲った豪雨では、岐阜県でも河川の氾濫や土砂崩落による道路の断絶など、大きな被害をもたらしました。また、岐阜県では初となる大雨特別警報が発令されました。

市内でも7月4日から8日にかけて断続的に大雨が降り、堤防・道路法面（のりめん）の一部崩壊や土砂崩落、用水路の溢水（いっすい）、道路冠水などが相次ぎました。そして、大雨特別警報が発令された後、鳥羽川、伊自良川、武儀川の最大水位は、いずれも避難判断水位まで0.5m以内に迫りました。

市内では幸い人的被害はなく、被災箇所も、主要道路については一部を除き対応が完了しています。（8月23日現在）

集中豪雨や台風などで洪水の起こりやすい出水期は、10月末まで続きます。いざというときに備え、災害時の対応について、家庭で確認をお願いします。

鳥羽川（東深瀬）、伊自良川（伊自良）、武儀川（谷口）の水位と、警報発令状況など（7月4日14時10分～7月8日14時）

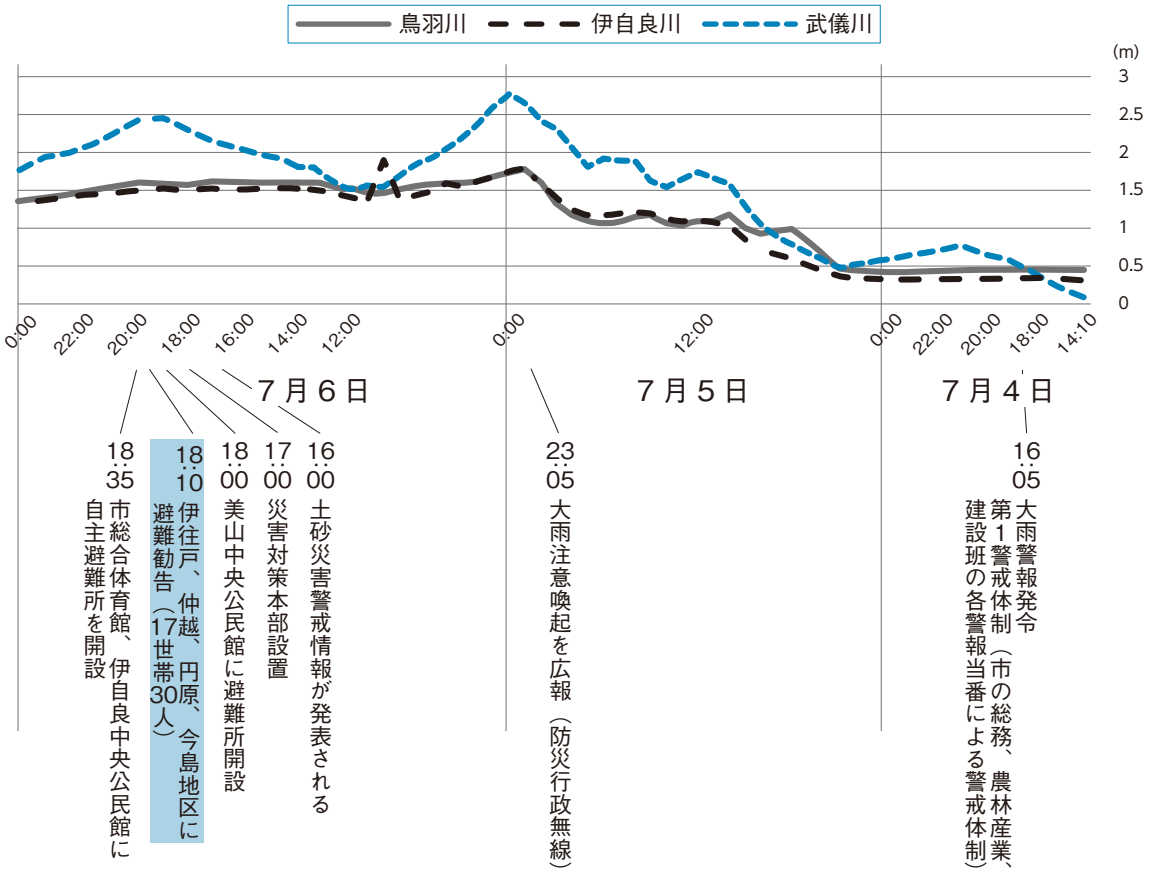

災害が起こりそうな時は・・・

避難情報に注意しましょう

	避難情報の種類	どんなときに発令されるか	とるべき行動
危険度 高 ▲▲▲	避難指示（緊急）	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	まだ避難していない人は、緊急に避難所へ避難し、避難が危険な場合や、避難する時間がない場合は命を守る行動をしてください。
	避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	速やかに避難場所へ避難しましょう。
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示が発令されることが予想される場合	特に避難行動に時間を要する人（高齢の人、障がいのある人、乳幼児など）とその支援者は避難を開始しましょう。その他の人は、避難準備を開始しましょう。

市では、気象庁や県、その他関係機関の情報を総合的に判断しながら、災害の発生が予想される場合は、防災行政無線などを通じて市民の皆さんに避難情報を伝えています。

特別警報は重大な災害の危機が迫っている情報であり、避難の時機を逃すことがないよう市民の皆さんもテレビやラジオ、市HPなどの情報を基に行動してください。

また、避難することが危険な場合には、2階へ垂直避難するなど「自分の身は自分で守る」自助に努めましょう。
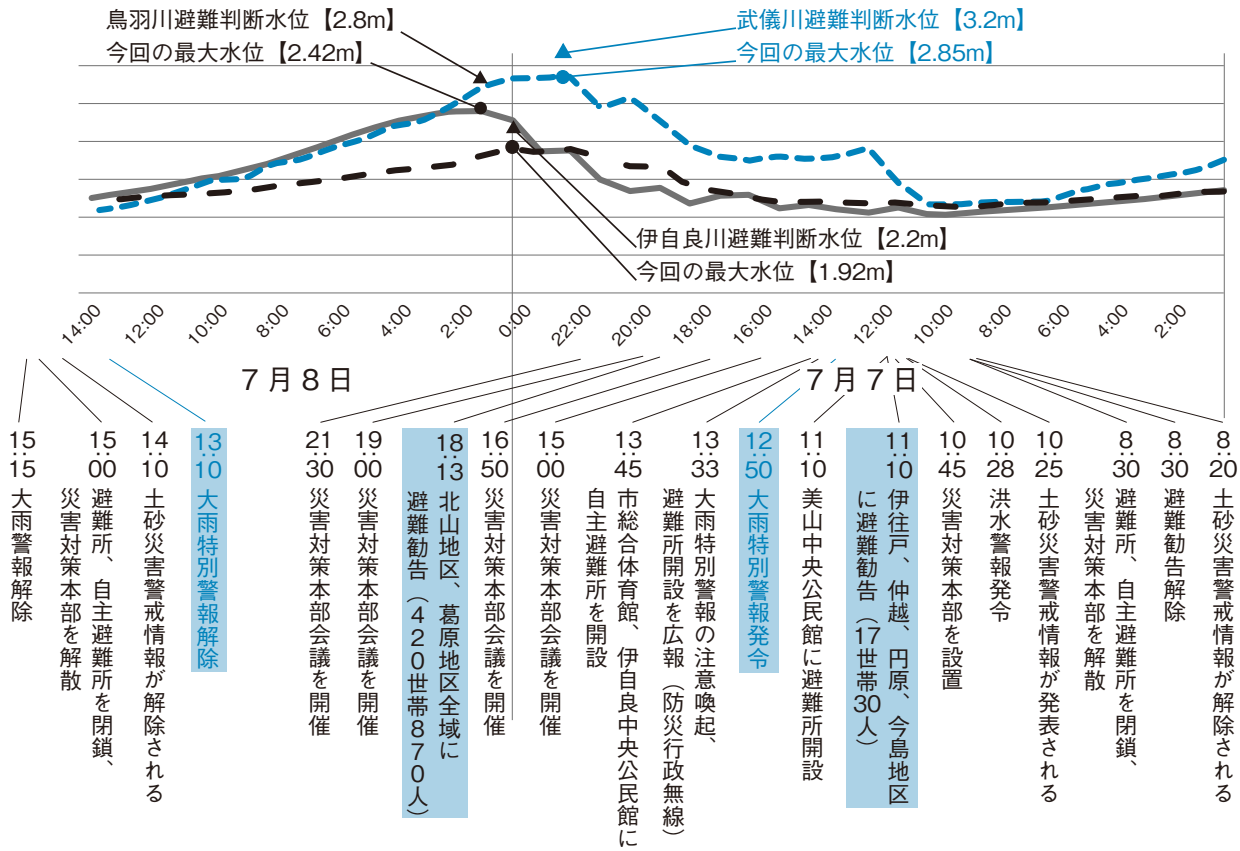
冠水（尾ケ洞地区）